

大野郡 5 町 2 村合併協議会財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大野郡 5 町 2 村合併協議会規約第 18 条の規定に基づき大野郡 5 町 2 村合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第 2 条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の議決を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、協議会の議決を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の議決を経たときは、前条第 3 項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第 4 条 歳入予算の区分は別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の区分は別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の区分を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(出納員)

第 6 条 会長は協議会の職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第 7 条 会長は歳出予算の流用をしたとき又は予備費の充用をしたときは、協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に協議会の決算を調整し、監事の監査に付した後、協議会の認定を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町村長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規定に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年3月1日から施行する。

2 平成14年度中の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前」とあるのを「第1回の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行日から第1回協議会会議の開催日までの間において収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1 （第 4 条第 1 項関係）

歳入予算の区分	町村負担金
	県補助金
	繰越金
	その他

別表第 2 （第 4 条第 2 項関係）

歳出予算の区分	報酬
	職員手当
	共済費
	賃金
	報償費
	旅費
	需用費
	役務費
	委託料
	使用料及び賃借料
	工事請負費
	備品購入費
	負担金補助及び交付金
	公課費
	予備費